受付印	

<u>↓</u> 〒1130 デンソー健康保険組合 御中

□被	[保]	険者
----	-----	----

第三者の行為による傷病届 □被扶養者

下記のとおりお届けします	す。	
--------------	----	--

月 日提出

主 務

係 員

室 長

記号	— i	番 号			_						被保	険 者	氏名	Ä						印
市 ※	TC.	名 称												所属	勺線7	ΓEL	_			
事業	所 -	所 属	₹			‡	部			室・工場	易			課			· 係		3	 妊
保険給付	を	氏 名								養者のは続柄			自勻	E TEI	L ()	=			
受けた	者	住 所	₹																	
事故発	生年	月日	令和]	年	Ē	月		日		曜日.	Ĕ	干前	· 午	後	時	:	分ごろ)	
事故発	生	場所																		
何の用	務	中か	休日	1. 1	木暇.	出勤	前.	出勤	途中.	会社	勺. 出	出張中	1.	休み間	寺間。	中. 州	早宅途中	7. <i>y</i>	帚宅後	
事故発生の	具体	的状況	別	紙	の	とお	s 9	事	故発	生の	責任	E 事	本 故	Ø•	相三	手 方・	当 方	・わ	から	ない
事故	の 利	重類	自動	車	• 1	ートバン	1 •	自軋	云車 ·	歩行	中 ·	殴	• 5	刺•	傷	・ その	つ他()	
警察署届	出め	有無	有	(警	察署)	•	無(現	里由)	
事に故関	相	手 方	氏	名								(歳)	TEL	. ()	-		
のす	,,		住	所																
相ること	勤	務 先	名												TEL	. ()	_		
方と			所在	地																
診療を			名	称																
医 療	機	関	所在	E地												1				
傷	病	名										初	診	年 月	日	令和	年	Ē	月	目
健保・	自	費別	健	保	令	和	年	F	月		目	~ ♠	}	和	4	年	月		日	
診療	期	間	自	費	令	和	年	F	月		目	~ 🚓	}	和	4	年	月		日	
病院の名	密口	での自	己負	負担	1.	被保険者	皆	2. 相	手方(保		負担	3.	人身	r傷害	保険	負担	4.その)他()
備考(相	手方だ	が不明の	ときに	は、その	の理は	自を記入	して	下さい)											

健保	請求又は制限	57条(第三者) 116条(故意) 117条(不行跡)	治療開始日(事故日)	治療終了日(治癒日)
組	給付制限	A (附加金) B (A+医療費) C (A+B+傷手)	年 月 日	年 月 日
合記	請求しない	請求権なし. 免除. 放棄. 不能. その他()	入力日(データ印)	入力日(データ印)
入欄	請求方法	自賠責. 任意一括. その他()		

《注意事項》

1. 手続きをするとき

- ①第三者の行為によって傷害を受けた場合でも健康保険の給付が受けられますが、この届の提出が必要です。 この場合、給付の範囲であなたが有する損害賠償請求権が健康保険組合に移ります。但し、通勤途上中及び 業務上の事故は、健康保険は使えません。
- ②交通事故等でやむをえず非保険医療機関にかつぎこまれた場合やコルセットなどが必要で、立替え払いをして療養費を請求するときなどの場合は、それぞれの申請、又は、請求書にこの届を添付します。

2. 添付書類 … 交通事故の場合

- ①事故発生状況報告書 ②念書(被保険者用) ③念書(相手方用)
- ③相手方の自動車(保険)関係事項 ⑤交通事故証明書(原本又は原本証明してある写し可)
- ⑥人身事故扱いになっていない場合は、人身扱い不能理由書(原本又は原本証明してある写し可)

3. 示談の前に相談を

示談によって、損害賠償を受けると、その範囲を超えて健康保険の給付を受けられなくなります。示談後も 給付を受けられるかどうかは、示談の内容によって決まりますので、示談の前に必ず健康保険組合に相談し て慎重に示談をして下さい。

4. 記名押印の取扱いについて

被保険者が氏名を本人自ら署名した場合は、押印は不要です。但し、本人の自署以外の場合は本人の押印が必要です。記入はボールペンで記入もれ・印もれのないようにして下さい。

5. 書類提出先

郵送の場合

〒448-8661 愛知県刈谷市昭和町一丁目 1 番地(社内〒1130)

健康保険組合 医療保険室給付 G

社内メール便の場合

〒1130 健康保険組合 医療保険室給付 G

6. 問い合わせ先

外線) TEL (0566) 25 - 9620 FAX (0566) 24 - 6301

内線) TEL 551-89142

E-mail kenpo_kyufu@jp.denso.com

* ご記入いただいた個人情報は

- ① 健康保険組合からのご案内ならびに保険給付金等の支払に使用する場合があります。
- ② この届出によって各種保険給付金等の支払の参考に使用させて頂く場合があります。
- ③ 個人情報保護に関しては https://www.denso-kenpo.or.jp/policy をご覧下さい。